

理容所・美容所を開設される方に

福山市内で理・美容所を開設しようとする場合は、理容師法・美容師法の規定により、あらかじめ福山市保健所長に開設届を提出し、その構造設備の確認を受けなければ、営業できません。

ついては、次の事項に注意して届出を行ってください。

1 開設届

施設の確認検査を営業開始7日程度前に行いますので、おおむね営業開始予定日の10日程度前までに届け出てください。確認検査は、構造設備基準等を満たした状態で実施します。

営業施設は「構造設備基準」及び「衛生上必要な措置基準」に適合するよう、施設の設計・営業の準備を行ってください。

理・美容師免許を持たない者は、染毛、洗髪等を含めて客に接する業務には従事できません。

※補助業務従事者（通信教育中の者を含む。）の業務範囲は、清掃、タオル絞り、道具整理等です。

検査手数料 16,000円

【添付書類】

施設付近の見取図	施設の位置を明示したもの
平面図	作業場、待合所…寸法を記載（内寸で記載） ※次のものを明示すること。 消毒設備、換気設備、手洗設備、洗い場、洗髪器、理・美容いす、スタンド式ドライヤー・セット台等の大型器具、ワゴン、キャビネット類、消毒した器具・消毒していない器具入れ、汚物箱、毛髪箱
有資格者を証する書類	◆従事する理・美容師全員の理・美容師免許証の写し…原本は確認後、返却します。 ◆管理理・美容師資格認定講習会修了証の写し（理・美容師が2名以上従事する場合）…原本は確認後、返却します。 ※免許証明書でも可。
診断書	従事する理・美容師全員のもの（「結核」及び「感染性の皮膚疾患*1」について、発行日が3ヶ月以内のもの）
住民票の写し*2	外国人による届出の場合
登記事項証明書	法人による届出の場合…原本（発行日が3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。

*1 感染性の皮膚疾患には、伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹頭部白癬（シラクモ）、疥癬等があります。

*2 住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。

2 開設後の各種届

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

（1）変更届…申請書等に記載した事項が変更した場合、速やかに届け出てください。

※開設者の変更、店舗の移動、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規の開設扱いとなるので、必ず事前に連絡・相談を行ってください。

【変更事項】

【添付書類】

営業者の名前（結婚等）	戸籍抄本等…確認後、返却します。
営業者の住所	なし
営業施設の名称	なし
法人が営業者の場合の法人の名称、事務所所在地、代表者名前	変更履歴がわかる登記事項証明書（履歴事項全部証明書）…原本（発行日が3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。
管理理・美容師の名前、住所、従事理・美容師の名前、登録番号、その他の従業者の名前	（有資格者の雇入による変更の場合） ◆管理理・美容師資格認定講習会修了証又は修了証明書の写し…原本は確認後、返却します。 ◆理・美容師免許証又は免許証明書の写し…原本は確認後、返却します。

【※雇入だけではなく解雇の場合も届出必要。】	◆診断書（「結核」及び「感染性の皮膚疾患* ¹ 」について、発行日が3ヶ月以内のもの）
構造設備	変更前・後の平面図
従事理・美容師の結核、感染性の皮膚疾患その他指定の感染性疾患の有無（結核、皮膚疾患その他指定の感染性疾患に理・美容師が患した場合、又は当該疾病が治癒した場合）	診断書

（2）**廃止届**…営業を廃止した場合は、速やかに届け出てください。

【添付書類】

営業を廃止した場合	確認証
-----------	-----

（3）**承継届**…譲渡、相続又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届け出てください。

【添付書類】

譲渡の場合	◆営業の譲渡が行われたことを証する書類 ◆営業譲渡に係る申立書 ◆登記事項証明書…原本（発行日が3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。 ※法人による届出の場合 ◆住民票の写し…住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。 ※外国人による届出の場合
相続の場合	◆戸籍謄本（相続人すべてがわかるもの）又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し ◆相続人全員の同意書 ※相続人が承継者本人のみの場合は不要
合併・分割の場合	登記事項証明書（発行日が3ヶ月以内のもの）

3 その他（理・美容師免許関係）

理・美容師免許及び管理理・美容師資格認定講習会修了証に関する新規申請、再交付、訂正等並びに理・美容師名簿の登録関係事務は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターが行っています。

詳しくは保健所までお問い合わせください。

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22
 福山市保健所 生活衛生課 環境衛生担当
 電話 928-1165 FAX 928-1143